

## 浦安市規則第34号

浦安市税条例施行規則の一部を改正する規則

浦安市税条例施行規則（昭和56年規則第69号）の一部を次のように改正する。

別表7の項名称の欄及び8の項名称の欄を次のように改める。

削除
----

削除
----

別表23の項名称の欄を次のように改める。

削除
----

別表26の項名称の欄を次のように改める。

削除
----

別表46の項名称の欄を次のように改める。

過誤納金整理票等
----------

別表46の2の項を削り、同表47の項名称の欄を次のように改める。

削除
----

別表48の項名称の欄中「申請書」を「証明書」に改め、同表53の2の項を削る。

別表57の項名称の欄を次のように改める。

市民税県民税申告書等
------------

別表57の2の項を削り、同表58の項名称の欄を次のように改める。

法人等の設立、変更、廃止等に関する申告書等
-----------------------

別表61の3の項名称の欄中「非課税」の次に「非適用」を加え、同項の次に次のように加える。

61の4	固定資産現所有者申告書
------	-------------

別表64の項名称の欄中「軽自動車税」の次に「（種別割）」を加え、同表65の項名称の欄を次のように改める。

軽自動車税廃車申告書兼標識返納書等
-------------------

別表68の項名称の欄中「軽自動車税」の次に「（種別割）」を加え、同表69

の項名称の欄及び69の2の項名称の欄を次のように改める。

返還に係る製造たばこの明細書等
-----------------

強制換価の場合の市たばこ税の徴収通知書
---------------------

別表70の項名称の欄中「土地の／保有／取得／に対して課する」を削り、「申告書取得」を「申告書」に改め、同表71の項名称の欄及び72の項名称の欄中「／非課税土地／特例譲渡／」を「非課税土地・特例譲渡」に改め、同表89の項名称の欄を次のように改める。

削除
----

別記第3号様式（その7）の次に次の別記様式を加える。

第3号様式（その7）

別記第47号様式を次のように改める。

#### 第47号様式 削除

別記第47の2号様式（その1）中「浦安市長 殿」を  
「（宛先）浦安市長」に改め、「㊟」を削る。

別記第47の2号様式（その2）中「申請者」を削り、  
「※ この処分について、不服があるときは、この処分を知った日の翌日から  
起算して60日以内に市長に対し、行政不服審査法による異議申立てを  
することができます。」

を

「教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

に改める。

別記第48号様式（その1）を次のように改める。

第 4 8 号様式 (その 1)

別記第48号様式（その2）中

年税額 (円)		を	市県民税額 (円)	
			森林環境税額 (円)	
森林環境税免除額 (円)				

に改める。

別記第52号様式（その1）中

「市県民税減免申請書」を

「市県民税及び森林環境税減免申請書」に改め、「第51条」の次に「及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第11条」を、「市県民税」の次に「及び森林環境税」を加える。

別記第52号様式（その2）中「市県民税減免決定通知書」を

「市県民税及び森林環境税減免決定通知書」に、「市県民税減免申請書」を「市県民税及び森林環境税減免申請書」に改め、「第51条第1項」の次に「及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第11条」を加える。

別記第52号様式（その3）中「市県民税」の次に「及び森林環境税」を加える。

別記第53号様式（その1）を次のように改める。

第53号様式（その1）

別記第53号様式（その3）及び（その4）を次のように改める。



第53号様式（その3）

第53号様式（その4）

別記第53の2号様式（その1）及び（その2）を削る。

別記第57号様式（その2）及び（その3）中「市民税・県民税」を削る。

別記第61号様式（その4）の次に次の別記様式を加える。

第 6 1 号様式 (その 5)

第 6 1 号様式 (その 6)

第 6 1 号様式 (その 7)

第 6 1 号様式 (その 8)

第 6 1 号様式 (その 9)



第 6 1 号様式 (その10)

別記第61の3号様式の次に次の別記様式を加える。

第 6 1 の 4 号様式

別記第69号様式（その1）から（その6）までを削り、別記第69号様式（その7）を別記第69号様式（その1）とし、別記第69号様式（その8）中

「

年 月 日
（宛先）浦安市長
申請人
住所（所在地）
氏名 <span style="font-size: 2em;">}</span> <span style="font-size: 2em;">（</span> 名称及び 代表者氏名 <span style="font-size: 2em;">）</span>
印
下記のとおり納期限の延長を申請します。

」

を

「

年 月 日
（宛先）浦安市長
申請人
住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名
個人番号又は法人番号
地方税法第474条第1項の規定により、下記のとおり納期限の延長を申請します。

」

に改め、同様式を別記第69号様式（その2）とし、別記第69号様式（その9）を次のように改める。

第 6 9 号様式 (その 9)

市たばこ税の納期限の延長(延長申請棄却)通知書					
第 号					
年 月 日					
様					
浦安市長 <span style="float: right;">印</span>					
<p>先に納期限の延長について申請があったことについて、次のとおり納期限を延長します。</p> <p>申請を棄却します。</p>					
年度	月分	申告納付すべき税額	申告納付期限	納期限を延長された税額	延長された納期限
(棄却の理由)					
備 考					
<p>教示</p> <p>1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>					

別記第69号様式（その9）を別記第69号様式（その3）とし、別記第69号様式（その10）中

「

請求者 住所（所在地）  
氏名（名称） 印 を

」

「

住所（所在地）  
請求者 氏名（名称） に改め、  
個人番号又は法人番号

」

同様式を別記第69号様式（その4）とし、別記第69号様式（その11）中

「

「第 号  
年 月 日 を 年 月 日 に、「第20条の9の3第3項」

を「第20条の9の3第4項」に、

「

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、市長に対し、行政不服審査法による異議申立てをすることができます。

」

を

「

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

」

に改め、同様式を別記第69号様式（その5）とし、別記第69号様式（その12）  
を次のように改める。

第69号様式（その12）



別記第69号様式（その12）を別記第69号様式（その6）とする。

別記第69の2号様式（その1）を削り、別記第69の2号様式（その2）中

「  
年 月 日 を 第 年 月 日 号  
に改め、「執行機関名」を削り、  
」

「  
氏名又は名称 を 氏名又は名称  
及び代表者名 に改め、同様式を別記第69の2号様  
式（その1）とし、別記第69の2号様式（その3）中

「  
年 月 日 を 第 年 月 日 号  
に改め、  
」

「  
納税義務者  
住所又は所在地 を削り、  
氏名又は名称  
氏名又は名称 を 氏名又は名称  
及び代表者名  
」

に、

「（注意） この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知  
つた日の翌日から起算して60日以内に、市長に対し、行政不服審  
査法による異議申立てをすることができます。」

を

「教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

に改め、同様式を別記第69の2号様式（その2）とする。

別記第70号様式から第74号様式までの規定中「㊟」を削る。

別記第75号様式中

「

氏名又は 名 称	印	法人の代 表者氏名	印
-------------	---	--------------	---

を

」

「

氏名又は 名 称		法人の代 表者氏名	
-------------	--	--------------	--

に改める。

」

別記第77号様式中

「注 1 この通知書に記載された事項について不服がある場合においては、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議の申立てをすることができます。

2 不要の文字はまつ消すること。」

を

「教示

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

に改める。

別記第79号様式中

「「注」1 この通知書に記載された事項について不服がある場合においては、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議の申立てをすることができます。

2 不要の文字はまつ消すること。」

を

「教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 」

に改める。

別記第81号様式中

- 「「注」 この通知書に記載された事項について不服がある場合においては、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議の申立てをすることができます。 」

を

「教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 」

に改める。

別記第82号様式中

- 「「注」 1 この通知書に記載された事項について不服がある場合においては、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議の申立てをすることができます。
- 2 不要の文字は、まつ消すること。 」

を

「教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

に改める。

別記第83号様式及び第84号様式中

「

氏名又は 名 称	印	法人の代 表者氏名	印
-------------	---	--------------	---

を

」

「

氏名又は 名 称		法人の代 表者氏名	
-------------	--	--------------	--

に改める。

」

別記第85号様式中

「

地方税法第 606 条第 609 項の規定により上記のとおり 更正・決定 加算金決定	しましたから通知します。
610	
なお、別紙納付書により納付期限までに納付してください。	
年 月 日	
浦安市長	
㊟	
この 更正・決定 加算金決定 に不服のあるときは、この通知(告知)があつたことを知つた日の翌日から起算し て60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により市長に異議を申立てることができます。	

」

を

「

地方税法第 606 条第 609 項の規定により上記のとおり 更正・決定 加算金決定	しましたから通知します。
610	
なお、別紙納付書により納付期限までに納付してください。	
年 月 日	
浦安市長	
㊟	

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

」

に改める。

別記第86号様式（その1）中「㊟」を削る。

別記第87号様式中

「

特別徴収義務者

住(居)所(所在地)

を

氏名又は名称及び代表者名

⑩

」

「

特別徴収義務者

住(居)所(所在地)

に、

氏名又は名称及び代表者名

個人番号又は法人番号

」

「営業の」を「施設の」に、「称

号」を「施設の名称」に、

「営業所」を「施設の」に改める。

別記第88号様式中

「

第 号	年 月 日
年度	特別徴収義務者 住(居)所(所在地) 氏名又は名称及び代表者名 様
	浦安市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

」

を

「

第 号	年 月 日
様	
	浦安市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

」



に、

「この決定について不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に浦安市長に対して異議の申立てをすることができます。

この決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に浦安市を被告として（浦安市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあつた日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

を

「教示

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

に改める。

別記第89号様式から第91号様式までを次のように改める。

**第89号様式 削除**

第 9 0 号様式

第 9 1 号様式

## 附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。